

第2期知多市子ども・子育て支援事業計画

1 計画策定の背景

- (1) 良質な生育環境の保障、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的とする「子ども・子育て支援法」の制定（平成24年8月）
- (2) 貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定（平成25年6月）
- (3) 子どもの権利擁護、児童虐待の発生予防・早期発見等の抜本的な強化を図るため、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」が関係閣僚会議において決定（平成31年3月）
- (4) 地域全体で子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とする「知多市子ども条例」の制定（平成26年4月）
- (5) 次世代育成支援行動計画を継承・発展させた「第1期知多市子ども・子育て支援事業計画」の最終年度到来（令和元年度終期）



子どもや子育て家庭を総合的に支援することを目的として策定

2 計画の位置付けと期間

- (1) 知多市子ども条例、子ども・子育て支援法等に基づく計画で、第1期計画を継承した第2期計画
- (2) 計画期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

3 計画の策定経過

- (1) 子ども子育て支援に関するアンケート調査（平成30年度実施）により、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などを把握
- (2) 人口動態など社会情勢の変化、国の動向、第1期計画の実績、アンケート調査結果を踏まえ、重点的に実施する政策課題を抽出
 - ア 子ども権利を守る包括的な子ども・子育て支援システムの構築
 - イ 市民と共に築く切れ目のない安全・安心な地域の環境づくり
 - ウ 関係機関・専門職が連携した個別のニーズに対応できる相談・援助の体制づくり
 - エ 質の高い幼児期の教育・保育、放課後児童対策による育児と仕事の両立支援
 - オ 子育てしながら社会参画できる社会への意識改革と認識の共有
- (3) 事業計画の検討
基本理念・基本目標の設定、基本施策の体系化、支援事業の量の見込みと確保方策の設定

4 基本理念

地域ぐるみで支えあい すべての親と子が 自分らしく育つまち

5 基本目標

- I 子どもの権利を大切にする切れ目のない子育て支援
- II 子どもがいきいきと育つ地域の子育て支援
- III 関係機関・専門職が連携した個別ニーズへの対応
- IV 子どもが健やかに育つ教育・保育の質的向上
- V 育児と仕事を両立し社会参画できる環境づくり

6 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- (1) 支援事業の提供区域の設定
教育・保育施設や交通網等の整備状況のほか、利用実態等を踏まえ、市内の資源の効率的な活用を可能とし、多様なニーズに柔軟に対応できるよう、市全域を1区域とします。
- (2) 教育・保育の量の見込みと確保方策
子ども・子育て支援法では、幼稚園や保育園などを利用するためには子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。認定区分は次のとおりです。
 - ア 1号認定 幼稚園等での教育を希望する3～5歳児
 - イ 2号認定 保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する3～5歳児
 - ウ 3号認定（0歳児） 保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する0歳児
 - エ 3号認定（1～2歳児） 同上の1～2歳児各認定区分における量の見込みに応じて、教育・保育施設等における必要な利用定員の確保を図ります。
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
教育・保育以外の子ども・子育て支援のための次の事業について、量の見込みに応じて体制の充実を図ります。

ア 利用者支援事業	イ 地域子育て支援拠点事業	ウ 妊婦健康診査事業
エ 乳児家庭全戸訪問事業	オ 養育支援訪問事業	
カ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		
キ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
ク 一時預かり事業	ケ 延長保育事業	コ 病児保育事業
サ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		シ 実費徴収に係る補足給付事業

7 計画の進行管理

市民・支援団体・事業者などで構成する「子ども・子育て会議」により、計画的な施策の進行、検証を行います。

施策の体系

基本理念

地域ぐるみで支えあい すべての親と子が 自分らしく育つまち

(基本目標:5 基本施策:15 事業計画:54)

I 子どもの権利を大切にする切れ目のない子育て支援

1 子どもを尊重する意識づくり

- (1) 子ども条例の周知や子ども・子育てに関する意識啓発
- (2) 子育てに関する総合的な情報の発信

2 切れ目のない支援体制づくり

- (3) 地域の自主的な子ども・子育て支援の取組の促進
- (4) 関係団体などのネットワークの強化と乳幼児期から学齢期までの切れ目のない相談、サービス提供体制の整備
- (5) 利用者支援の充実
- (6) 子育てに関わる人材の育成・活用

II 子どもがいきいきと育つ地域の子育て支援

3 乳幼児期の支援

- (7) 子育て総合支援センターの機能充実
- (8) 幼稚園・保育園機能の地域開放
- (9) 親子ひろば事業の充実
- (10) 多様な交流や学習・相談機会の提供
- (11) 市民協働による居場所や世代を超えた交流の機会づくり
- (12) 市民協働による乳児家庭全戸訪問等の実施と訪問員の養成・育成
- (13) 妊婦・乳幼児健診による疾病予防や発達遅れの早期発見、関係機関の連携支援

4 学齢期の支援

- (14) 児童センターの機能充実
- (15) 市民活動団体と連携した子どもの居場所づくり
- (16) 放課後子ども教室の開催
- (17) 社会生活に困難をかかえる若者の居場所づくりや社会参加のための施策推進

5 次世代の親の育成

- (18) 中学生、高校生のボランティア体験事業の推進
- (19) 小中学生への多様な学習機会の提供
- (20) 小中学生と乳幼児とのふれあい体験による母性、父性を育む機会の提供

6 安全・安心な環境の確保

- (21) 街区公園、児童遊園地など屋外施設の維持管理、整備
- (22) 屋内の遊び場の整備
- (23) 交通安全教育や啓発活動の推進
- (24) 不審者から小中学生を守るため関係機関と連携したパトロール活動の推進

III 関係機関・専門職が連携した個別ニーズへの対応

7 早期からの個別の支援

- (25) 出産や育児の不安を軽減する情報提供や相談体制の充実
- (26) 個別の支援を要する子どもや家庭の支援
- (27) 研修による成長ファイルの有効活用、支援技術の向上
- (28) 幼稚園・保育園の保護者ニーズに応じたサービスの提供
- (29) 発達に心配のある子と家庭への支援充実
- (30) 低所得家庭などへの経済的支援や相談体制の充実

8 障がい児への支援

- (31) 児童発達支援センターやまもも園の充実
- (32) 障がい児の相談、支援の充実
- (33) 障がい児の支援事業所の連携強化

9 要保護家庭への支援

- (34) 要保護児童対策地域協議会を中心とした連携強化、相談支援体制の充実
- (35) 一時的に養育できない子どもの児童福祉施設での預かり

IV 子どもが健やかに育つ教育・保育の質的向上

10 幼稚園・保育園の充実

- (36) 教育・保育の質の向上
- (37) 幼稚園・保育園と小学校が連携し、子どもに即した教育・保育の実施
- (38) きめ細やかな保育ができるクラス編成、職員配置・職員養成

11 学校教育の充実

- (39) 自他の生命を尊重する気持ち、自己肯定感や豊かな心、生きる力を育む教育の質的向上
- (40) ICT教育の環境整備
- (41) 特別な支援を要する小中学生の教育的ニーズにあわせた、きめ細やかな指導・支援
- (42) 外国人の小中学生に対する学習・生活支援

12 放課後子ども総合プランの充実

- (43) 放課後児童クラブの実施
- (44) 放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な実施

V 育児と仕事を両立し社会参画できる環境づくり

13 育児と仕事の両立支援

- (45) 保育園の3歳未満児クラスの定員拡大
- (46) 入所基準緩和や一時預かりなどの多様な保育サービスの提供
- (47) 教育・保育の質と量を確保するため民間事業者への支援
- (48) 幼稚園・保育園施設のあり方の検討
- (49) 病児・病後児保育事業の実施
- (50) ファミリー・サポート・センター事業の普及・拡大による子育て支援の推進

14 ワーク・ライフ・バランスの推進

- (51) 市民への啓発や情報提供
- (52) 子育てと仕事を両立できる就労の促進

15 男女共同参画の推進

- (53) 男性の子育て活動への参画促進
- (54) 男女共同参画の意識・環境づくり